

令和7年3月5日（水）

7 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	隅内 和男	第2番	松本 信明
第3番	鶴見 典明	第4番	田崎 幸夫
第5番	上村 康幸	第6番	篠塚 啓一
第7番	志鳥 勝則	第8番	海老原友子
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村 稔	第12番	稲見 敏夫
第13番	小川 公威	第14番	稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	隅内 和男	第2番	松本 信明
第3番	鶴見 典明	第4番	田崎 幸夫
第5番	上村 康幸	第6番	篠塚 啓一
第7番	志鳥 勝則	第9番	勝山 修輔
第10番	津野田重一	第11番	田村 稔
第12番	稲見 敏夫	第13番	小川 公威
第14番	稲川 洋		

3. 欠席議員

第8番 海老原友子

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13人です。

第8番・海老原友子君から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

(欠席議員 8番 海老原友子君)

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、私から三つほど質問させていただきます。

一つ目は、町長の任命等について、二つ目は生沼家住宅について、三つ目は町条例についてお伺いしたいと思っております。

まず初めに、町長が委員などを任命する際、どなたが調査し候補者を決めているかをお伺いしたいと思えます。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

法律の定めにより、町長が議会の同意を得て任命等をする特別職及び委員会委員は、本町におきましては、副町長、監査委員、教育長、教育委員、農業委員会委員、及び固定資産評価審査委員会委員でございます。候補者の人選に当たりましては、それぞれ資格要件がございますので、担当の所属において要件に該当するかどうかの確認を行うことはございますが、最終的には町長として候補者の決定を行い、議会の同意を得た上で任命等をしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私も町長と同じことを言おうと思ったんですが、6人の職責があるんですが、議会の同意を得て町長が任命するというふうにあります。議会の同意を得ることがある、今までにですね、1度でも不同意があったかどうかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 私が町長に就任してからは、そういう事例は1度もございません。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私の聞いたところによると、2度ほどあったというふうに聞いておりますが、それはいささか古いことで、何であったかということは私も今調べても分からないということでしたので、それはいいんですが、任命責任は全て町長にあるということによろしいんでしょうか。お答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で申し上げましたとおり、こちらから議案として提出をさせていただいて、議会の同意を得て、そして任命をさせていただいているということでございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 議会の同意は分かるんですが、任命をしたんですから、その責任は私は町長にあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その責任はないんですか、あるんですか。ちょっとお答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 責任というその内容にもよりますが、職責をきちんと全うできるような体調ですとか、またその他のことでいろいろその責任という範囲がちょっと広がってですね。議長、よろしいですか。責任という意味がちょっと幅が広がってですね、その辺をもうちょっとお聞かせいただきたいと思いますけど。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げます。その責任について具体的にどういったことを指すのか。

○9番【勝山修輔君】 例えばですね、不祥事があったとか、条例に違反したとか、責任の所在が分からなかったというようなことがあったと仮定するならば、それは任命責任があるのかということをお聞きしているんです。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、現実的にそういったことがあったわけですか。

○9番【勝山修輔君】 あったんじゃないくて、あったときは責任を取るんですかと聞いているわけです。

○議長【稲川 洋君】 それは仮定の話ですよ。現実的になかったわけですよ、そういったことは。

○9番【勝山修輔君】 あったかないか分からないでしょう。あったときどうするんですかって聞いているだけです。

○議長【稲川 洋君】 ある場合にはどうするのかということでもいいんですね。

町長。

○町長【星野光利君】 まず、個人的に何か問題があるような場合はですね、全てそれが任命者のほうの責任になるかということではないとは思っております。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、責任がないということで理解しますので。

では、町長が任命したものを全て同意されていると理解してよいのかお聞かせください。また、今までに議会で不同意がなかったということは、これは答弁は結構ですが、オール町長派だということでは

いんでしょうか。これは結構ですよ、答弁があることではありません。

次に、生沼家住宅についてお聞かせください。公開の実施状況の費用についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから2番目に、活用の予定、進捗状況などの費用についてもお伺いさせてください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

生沼家住宅を公開した事業といたしましては、ふれあい健康福祉まつりなどのイベントに合わせた特別公開、文化協会に委託しての茶会を令和3年度より年1回、小学校の社会科見学をはじめとした見学の受入れを随時行っております。また、令和5年3月に上三川城址公園商店街が主催したかみのかわティーパーティーin生沼家住宅、令和6年10月に栃木県建築士会宇都宮支部が主催したO・R I ・G A ・M e e t s !、そして、本年3月1日から7日まで開催中のかみのかわO R I G A M I フェスティバルです。これらの公開に関わる町の費用につきましては、茶会実施に際し毎回3万円の委託料、かみのかわO R I G A M I フェスティバルの際の施設管理費用として予定している10万9,000円でございます。

次に、2点目についてお答えいたします。生沼家住宅の活用につきましては、最善の方法を探るために、様々な目的を持った利用者の募集と並行し民間事業者の調査を現在進めているところであり、したがいまして活用の予定や費用についてはお答えする段階にはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私が聞いたところではですね、6年間で2,011万6,070円がトータルで出資されていると聞いております。それを年間で割ると年間335万円ということになるかと思うんですが、それだけの費用がかかってですね、来た人間が何人いるかということ把握しているんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問についてお答えします。

こちら、概数になりますが、去る日曜日のO R I G A M I フェスティバルまでの数を合計しますと、約1,710人という形になっております。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私が今質問しようとしていることは、6年間で2,000万円の費用をかけて何か結果の出たことがあるかということを知りたいので、それを計算していくと、前後しちゃうんで、ちょっと、594人しか来ていないということなんです。9人ですよ、1日当たり。これが、これだけの費用をかけてやっていくことで何か得ることがあるんですか。町のために何々ができるとか、何々をしたとかということがあるんでしょうかということを知りたいんです。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

まず、費用についての件でお答えしたいところがございまして、今まで6年間で議員のほうで計算している数字もございしますが、中には例えば修繕の費用とか、あとはこれの計画に関わる費用ということで、単純にこの過去6年間の費用に入れていくわけではなくて、未来に対する費用もあるということで、単純に6年で割り切れるというものではないことは御承知おきいただければと思います。

こちら、文化財、当然ながら活用とかも踏まえて投資のほうとしていろいろ費用をかけているところでございますが、こちら、今の議員のお話ですと、多額の費用を投じることで無駄ではないかというような話でございますが、これにつきましては、所管課長としては無駄ではないとお答えさせていただきたいと思います。まず、これは文化財としての意義になりますが、文化財の保存はなぜ必要かということになりますが、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、」ということがこちら文化財保護法第1条で法の目的として掲げられておりまして、今まで実施していることはこの法の目的にも合致するものと考えているところでございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 これだけの費用をかけて得るものがあつたんですということなら、あつたんでしょう。いや私は、前町長の猪瀬町長と生沼家住宅のことで話したことがあります。「生沼家住宅を買うんですか、もらうんですか」と言ったところ、猪瀬町長は、「他人の建物を税金で修理しながら永遠に持ちこたえることは不可能だと思うんだ」と、「だから私の気持ちとしては買うことももらうこともしない」ということを、私は、「ああ、そのほうがいいですね」ということでこの話は終わったことはありました。死んじゃった人ですから、もう一度聞いてこいといっても聞けないんですが。

それで、そのときに、床の間にある一枚板の板は無地の木なんだ、あれは相当な値打ちがあるよということもそのときに聞いた覚えがあります。その生沼家住宅をもらって、修理代や何かでもって2,000万円をかけて、それでそれが無駄遣いでなくて町民の何のためになったかということを私は聞いているんであって、もらってしまえば一生、文化財だとか何財だとかと言えば壊すこともできない。そして、人が住まなきゃ壊れてしまう。それを永遠に続けていくのには、何か考えないと不可能に近いんじゃないでしょうか。誰のうちも100年も200年ももつたうちはありません。しかも、文化財にしてしまえばずっと永遠に税金で何かをしていかなきゃならないということでしょう。今、皆さんがORIGAMIプラザやフェスティバルをやっているときに、木の塀に何か白い紙を貼っていましたが、その土台も今腐りつつあります。塗装しないともうもたないかもしれません。あれをやるだけでも何百万円、何千万円だと思っています。それを何にも利用しないで、ただ見て、ひな祭りがあつた2日間3日間か人が入って、無駄遣いじゃないんだという根拠を教えてくださいませんか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 活用のまだ方向性が決まっていなくて無駄遣いじゃないかというような御質問でございますが、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、この投資がですね、有効になるよう、生沼家住宅の活用につきましては、今最善の方法を探るためにですね、いろいろと調査とかも進めておりますので、その辺りを御承知おきいただければと思います。以上になります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 無駄じゃないということを分からせるのには、先日も屋根の下のはりが駄目になったので5百何十万円で直していたようですが、もらってしまってからまだそういうふうにかかると、お金が。そうすると、それに見返るようなものを何かしなかったら宝の持ち腐れだろうし、あの庭木をどんどんどんどんシルバー人材が切っています。生沼家住宅は、生沼孝朗さんが言うのには、「この庭木を整備するだけで年間130万円から140万円かかるんだよ」と。その木をばさばさ切っているんだから、「全部切っちゃったほうがいいよ」って私は言ったぐらいです、そうしたら費用がかからないんだから。でも、それでは庭木にならないじゃないですか。そしたらもう少し形のいいものにして、人が来るようにすることもかけた費用の対象じゃないんですか。どこかの今、課長になった人が一生懸命草むしりしたときに私が言ったことありました。「公務員がここで草むしりしたってしょうがないだろう。俺が手伝おうか」と言ったことが、どこかにいる課長が聞いたことあります。教育長と一緒にやっていたんです。それだけ大事なものならもっと何かに利用できるように、3日間だなんて言わないで1週間も2週間もやるようなことを考えないと人が集まらないでしょう。年間にだって300万円かかるんだよ、費用が。それを無駄だと思う職員は1人もいないということですか。300万円かけて、何か考えるという能力はないんでしょうか。それをお聞きしたくてこれ質問したんです。別に課長が悪いとかと言っているわけじゃないんです。何かをしないと生沼家住宅が生きてこないんじゃないかということを聞いて、ここにいる幹部職員の方に、無駄がないか、無駄なのかというのを聞きたいと思って説明をしたんです。それに対しての答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

繰り返しになってしまうんですが、これは今、教育長答弁にもありましたとおり、今まで投じている費用、そしてこの生沼家住宅の価値が最大限生かせるよう調査等を進めているところでございますので、繰り返しになりますが、この辺りのところ、御承知おきいただければと思います。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 では、これで生沼家住宅についての質問を終わりますが、せめて、これだけの費用を税金で賄っているんですから、それに見返るようなことをやって、町民の負託に答えていただけるようお願い、次の問題に入りたいと思います。

上三川町の条例には218条例がございます。その中に罰則があるものは幾つあるかお伺いします。

次に、その条例に違反した場合はどのように罰せられるかをお伺いしたいと思います。

3番目に、違反者が罰則に応じない場合、町はどのような対応を取るのかをお伺いしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。町の条例のうち、罰則規定があるものは17ございます。

次に、2点目についてお答えいたします。条例で定める罰則は、行政上の義務違反に対して科される

罪であり、懲役や罰金など刑法で定められた刑を科す行政刑罰と、過料など刑法で定められていない金銭的制裁を科す行政上の秩序罰の２種類に分けられます。行政刑罰の処罰の手続は刑法第８条に基づき刑法総則が適用され、刑事訴訟法の定めるところにより行われますので、検察が起訴するか判断し、裁判所の判決をもって刑が科されます。条例に基づく行政上の秩序罰は、地方自治法第２５５条の３に基づき、地方公共団体の長が行政処分によって納付を命じることとされております。

次に、３点目についてお答えいたします。罰則に応じない場合は、行政刑罰は検察庁が対応し、過料などの秩序罰は町が対応します。町の対応は、期限を指定して督促し、その指定した期限までに納付されないときは、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】 それじゃ、再質に入りたいと思いますが、上三川町の廃棄物処理及び清掃に関する条例は、１８条、１３条の３項による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処するとありますが、どのようにそれを解決したのかお聞かせくれますか。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君にお尋ねします。それはどの案件についてなんでしょうか。どういう事件について。

○９番【勝山修輔君】 今申し上げたと思う。上三川町廃棄物処理の清掃に関する条例で、１８条と１３条の３項にある規定と言っていますが、それには２０万円以下の罰金に処するとありますが、そのことはあったのですか、ないのですか。そういうことがあったとしたら、それは解決をしたのですかということを聞いているんです。

議長、調べている間に次へ行ってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 ちょっと待ってください。

地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の答弁についてお答えいたします。

罰則の規定によりまして、あったかないかにつきましては、ちょっと個別の案件になるかと思うので、答弁のほうは差し控えたいと考えております。

なおですね、１８条の罰則につきましては、違反した者について、まず資源物の収集ができる者を定めておりまして、その収集ができる者以外の者が収集、運搬等した場合には、まず町のほうで警告をすることになっております。その警告に従わない者に対しましては命令をしまして、その命令に違反した者に対して罰則が適用されるものと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】 私の言ったことが聞こえていますか。上三川町条例の中にあるんです、これがね。１８条、１３条３項というところ……。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君に申し上げます。何の条例なんですか。上三川町条例だけでは分かりません。

○９番【勝山修輔君】 上三川町廃棄物処理の清掃に関する条例、さっきから言っていますよ。そこ

の18条と13条に載っているんですが、それを今の答弁では、ありますか、ないですか、そういうことがあったかないかも言わないで、それが書いていないというようなことじゃ駄目でしょう。私、書いてあることを調べて質問しているわけだから。

もう一ついいですか。これも時間かかりますから、二つ目言いますけど、もう一つは、上三川町営住宅管理条例というのがあります。58条、町長は、入居者が不法行為により家賃の全額又は一部を徴収を受けたときは、その徴収を免れた額の5倍の金額を相当する過料とすると言っているんですね。これは取り立てますよという意味なんですね。今度は、三つ目はもっと難しいんで、課長、よく聞いていてくれる。上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例というのがあるんです。4条、5条、7条の3、8条の3、13条の1、それから14条、23条、26条、27条、28条、29条とあります。これだけ土砂条例があるんですが、それには小規模特定事業などを行う者は、安全基準に適していない土砂を使用して、土砂等の埋立てを行ってはならない、町長は前項の規定により指導した場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、及び指導内容を公表するということになっているんです。

では、この条例に違反した罰金刑に処せられたり、執行が終わり、また執行を受けることがなくなった日から3年間、終わってから3年間ということがありますが、御存じですか。この三つは担当課が違うからちょっと答えてもらっていいですか。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君に申し上げます。勝山修輔君の通告書には三つしかないんですよ。その個別の条例についての質問はないんですよ。

○9番【勝山修輔君】 条例についてと書いてあるんですよ。条例じゃないものは言っていない。

○議長【稲川 洋君】 だから、個別のことはここに書いていないでしょう。

○9番【勝山修輔君】 書いていなくても、上三川町の条例と言っているんです、私は。だから説明しているじゃないですか。

○議長【稲川 洋君】 それは分かりますよ。分かるけど、個別に条例のことを聞くんでしたら……。

○9番【勝山修輔君】 あなたと私が同意して……。

○議長【稲川 洋君】 あなたじゃなくて、ちょっと聞きなさい、話を。個別の条例について聞きたいんだったら、これこれこれの条例について何うとか、そういった形で書かないと。これは一般的な条例のことについて聞いているわけですよ。罰則のあるものは幾つか、条例に違反した場合どのように罰せられるか、違反者が罰則に応じない場合、町はどのような対応を取るのか何う、その三つだけですよ。個別の条例については全然聞いていないですよ。総体的、総合的に一般的な罰則の有無、それと罰則違反の場合の対応を尋ねているわけですよ。ですから、例えば今お話しになったように、土砂条例云々、清掃条例云々、そういったものについては個別の質問をお願いします。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、条例に違反した場合というのはどういうふうに書けばいいんですか。

○議長【稲川 洋君】 ですから、例えば土砂条例の何条に違反した場合の罰則はどのようになるのかとか、それは過去にそういった事例があったのかとか、そういった聞き方をしてください。

○9番【勝山修輔君】 広く浅く聞きなさいというのはあなたの意向ですよ。

○議長【稲川 洋君】 いや、ですから、ここについて全然違うでしょう。

- 9番【勝山修輔君】 あなたが言うのには、私を腹立たせて途中でやめさせたくてしゃべっているんでしょうか。
- 議長【稲川 洋君】 まあそう思われるのは構いませんけど……。
- 9番【勝山修輔君】 私も、条例に違反した場合どのように罰せられるか問うと書いてありますよ。
- 議長【稲川 洋君】 だから、一般的な答弁しかできないですよ、執行部としては。
- 9番【勝山修輔君】 だから、私はちゃんと条例を言ったじゃないですか。
- 議長【稲川 洋君】 だから、言っても、通告にない質問については答えようがないじゃないですか。
- 9番【勝山修輔君】 私、通告しているじゃないですか。
- 議長【稲川 洋君】 していても、これ一般的な話じゃないですか。個別の条例については質問をしていないわけでしょう。
- 9番【勝山修輔君】 じゃ、ここへ個別な条例に違反したって書かないと駄目だということですか。
- 議長【稲川 洋君】 個別な条例というよりも、何回も言うように、例えば清掃条例とか土砂条例に違反した場合はどうなるのかということを書いていないから、これは通告には当てはまらないとみなします。
- 9番【勝山修輔君】 じゃ、条例の違反は条例を言わないといけないんですね、一つ一つ。
- 議長【稲川 洋君】 ですから、条例を言うということじゃなくて、例えば清掃条例について何うとか、そういったことで町の対応を聞くことが大事になってくると思います。
- 9番【勝山修輔君】 そうですか。町の条例についてと最初から書いてありますから。
- 議長【稲川 洋君】 書いてあります。個別のことについては書いていないですよ。
- 9番【勝山修輔君】 どこを個別にしていますか。どこが個別になっていますか。1回目に、条例には218条あるが、罰則があるものは幾つありますかと聞いていますからね。その罰則を言ったわけですから。だから、私はその罰則はこういう条例であるんじゃないかと言っているわけですよ。何か間違っていますか。
- 議長【稲川 洋君】 間違っていないです。通告はしていないだけです。
- 9番【勝山修輔君】 だから、218ある条例のうち罰金というのは幾らあるのかと聞いているじゃないですか。
- 議長【稲川 洋君】 罰金云々じゃなくて、罰則があるものは幾つあるか、それで、その2番目で、それに違反した場合はどのように罰せられるのか、違反者が罰則に応じない場合、町はどのような対応を取るのか。それしか通告ないわけですよ。ですから、個別の条例のこういった経過があったかないか、結果があったかないかということは、この質問の要旨からは聞けないというのが普通じゃないですか。
- 9番【勝山修輔君】 じゃ、今の議長の言ったとおりに質問してください。どうぞ。
- 議長【稲川 洋君】 それは私が質問するんじゃないくて、勝山議員が質問するわけです。で、その後の再質問で勝山議員が清掃条例云々、土砂条例云々の話を持ち出すからややこしい話になっちゃうんです。
- 9番【勝山修輔君】 それじゃ、ここに書いてある土砂等の埋立て等による土壤汚染ということは聞

いてもよろしいのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 いや、ですから、個別の条例については、また別に機会を設けてください。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、3番目でいいですか。3番目に、違反者が罰則に応じない場合、町はどのような対応を取るのでしょうかをお聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

個々の条例、それぞれ罰則違いますので、その条例に基づいて各課のほうで、担当のほうで対応していくものと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、違反者はですね、どうして違反をしたかということはどうなたが聞くのでしょうか。どなたが判断をするのでしょうか、お答えくれますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

一般的に、そういった違反があると、そういう情報が入った場合に、その担当のほうで確認などをし、どのような対応をしていくか、そちらで考えて、町長、副町長に相談しつつ対応していくものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、もう一つ大変なことを一つ言いますけれども、農業委員会が、あるところの土砂が搬出されているようだと、目視してきたということが私の聞いたところで本人から聞いているんですが、そこにある土砂をですね、持ち出すということは、違反をしている土砂を持ち出すなんてことは、産廃を搬出したということになるんですね。それを農業委員会の事務員が目視してきたということです。その目視してきたことに対してはどういう罰則があるんですか、お教えてください。

○議長【稲川 洋君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【松本勝彦君】 ただ今、勝山議員から、農業委員会の事務職員が土砂を持ち出したというようなお話がありましたが、農業委員会としましては、農地法の違反が疑われるとか疑わしい物件につきましては、土地所有者及び関係者との協議によりまして、農地復元に向けての是正を促しているところでございます。

個別案件についてはちょっと答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、窓口で勝山議員からお話があったことに対して、私のほうから申し上げたのは、その是正に向けて協議しているところについて確認をしているときに、形状が変わった、いわゆる形状が変わったので経過観察しているということでお話を申し上げたかと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 農業委員会事務局長に申し上げます。ただ今の答弁の中で、事務員が持ち出したというふうな答弁がありましたが、勝山議員のお話しされていることは、目視してきたという意味で

質問されていますので、そのように答弁を再度お願いします。持ち出したということは勝山議員は言っていない。目視してきました、目視していましたということをお話しになっています。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【松本勝彦君】 失礼しました。

農地法違反が疑わしい物件とか場所につきましては、適宜、事務局職員が目視というか確認はしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 農業委員会が、農地に土砂が積んであることを調べているのか、見ているのかは分かりませんが、その土が持ち出されたように目視しているということは、形が、形状が変わっているということですよ。そうすると、持ち出しが持ち出しじゃないか、それは農業委員会も分からないし、私も分かりませんが、形状が変わっていること自体がこれは問題なんですね。そこに積んでしまったのは不法であれ何であれ入っているわけだから、それが形が変わるということは、搬出したのか、形を変えたのかは別として、これは農業委員会の問題なんですね、農業委員の。それをきちっとしないとこの問題は解決していかないんです。農地法違反をしていることは確かですから。だから、そういうことを見に行っているということは、農地法違反をしているよということを理解しているということで私は思っているわけです。

なぜこんなことを私が言うかということですね、土砂条例というのは簡単じゃないですよ。土砂が発生したところの土、写真、掘った場所を持ってきて、それから発生元の運搬業者が来て、発生土壌の最終検査をして、検査をしたものを提出して、そこへ入れた計量をきちっと計算して結果報告を出すんです。それは、先日私も小規模土砂をやったときに検査をして、ちゃんと町に提出しています。ですから、私が何でこんなことをこの議場で言うかといいますと、この土砂条例に対して、盛土で困っている町民がいるので、「私のところでまた土砂を盛っているから見に来てくれ」と言うんで行きました。三村という地平に3階ぐらいの高さの土砂が建っています。建っている土砂には、もう雨が降ると滝のように流れてきます。私が目視ですから当てになりませんが、3階以上の高さです。それは隣のうちに滝のように水が流れるんです。それで私は本人に、「おまえ、平成新山みたいなことをやっているんじゃないよ」ということを言いました。そしたら居直られまして、「失礼、そしたら勝山さん、私にそんなこと言ってこないでくださいよ。町から何度も言われたって私は言っているんだし、お金がないんだから盛土して生活費に充てているんだ。私は自分の宅地にやっているんだ。農地じゃないよ」と。それで、「私のところへ来て文句を言ったりなんかする前にやるべきところはあるじゃないですか。それじゃ何ですか、私はただの町民だから言われるんですか。議員がやっていることは何なんですか」って言って、私は文句言われたんで、黙って帰ってきました。

だから、こういうことがあると。東洋濾紙というところだから、あれは宇都宮市何というのかな、地域はちょっと思い出せない。そこにも残土を盛ったまま逃げていっちゃったところがあります。そういうことをやった人たちはみんな言うわけですよ、「そっちが先だろう」って。だから、私はこれを今言ってみたくて。質問したんです。条例があっても罰則があることをいつまでたっても解決しないという

ことは、これは条例を作った執行する人に責任があるんじゃないんでしょうか。その答弁を求めてよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 一般的な話ですね。

それでは、条例についての一般的な答弁ですので、特定の条例ではなく、一般的な条例についての答弁を求めます。副町長。

○副町長【和田裕二君】 一般的なお話とすればですね、先ほど町長から答弁の中でお話ししたとおりですね、行政刑罰であれば当然検察庁のほうで対応がなされるということになりますし、行政上の秩序罰、いわゆる過料であればですね、過ち料であれば、これは町の行政処分として納付を命じるということになりますし、それについて対応は、それぞれ検察庁なり行政庁でその後の対応を行うということになるかと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 司法の話は私一つもしていないんですが、条例の違反者はどうするんですかと言っているだけですね。ですから、こういうことを私たちがここで質問することもはばかれるかもしれませんが、しかし、条例を作ったのは上三川町です。その執行者は今は星野町長です。その町長が違反者を何もしていないからこういうことが起きているんじゃないでしょうか。町長は平成新山と称する三村というところを行ってみたことがありますか。土砂がこの天井より高く積んであるのを見ましたか。それで困っている人は町に何度も言いに行っているんです、滝のような水が流れるんだと。それ見たこともなくて、条例違反も処理できなくて、条例を作る理由はあるんでしょうか、ないんでしょうか。それだけ答えてください。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の質問にお答えいたします。

今先ほどお答えしましたのは、いわゆる罰則の適用の話でございます。実は、ただ今ですね、議員のほうから御質問があったのは、いわゆる違法状態にあるような場合にどうするかというようなお尋ねかと思いますが、行政としてはですね、そういった違法状態をなるべく早く是正すべく行政指導をしていくというのが一般的な対応になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、副町長が答えたように、条例違反をしていることは一日も早く解決するということなんですね。そうすると、罰則は要らないということになりませんか。これは司法の罰則じゃないんです。条例の罰則です。そうすると、副町長が言っているのは司法も関係ないんでしょう、これは。条例の罰則はどうなるんですかと聞いているんです。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 改めて申し上げますけども、条例であっても適用を受けるのは刑法総則の適用を受けますので、罰則の適用に当たっては刑事訴訟法の規定に基づきまして検察庁が対応するということになろうかと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる行政刑罰の場合は検察庁が対応することになりますし、いわゆる秩序罰、過料でございますけども、こういった金銭の納付を命令するようなものにつきましては、過料につきましては行政庁で対応をしていくというようなことになろうかと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町の条例は刑法ではありませんから。町の条例に対して執行部が町長の名前でやるとかと言わなければ、これはどなたも入ってくる余地のない問題ですよ。私が言っているのは、じゃ、この条例に基づいて警察に訴え出なさいということなんですか。それとも、条例は町で何とかするということなんですか。検察庁や警察署が来るのが何で条例に出てくるんですか。じゃ、今度条例にそう書きなさいよ。これをやったことは刑法上の、申告するとか何とかと書けばいいんですね。今、条例にはそういうこと書いていないんです。だから、町の執行部が調べて町長が判断するんじゃないかと言って私が聞いているんです。その答えは、警察がどうの裁判がどうのと、関係ないんですよ。副町長の言っているのは全然当てはまっていないでしょう。どうするかと聞いているんです。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますけど、先ほどの町長の答弁の中で、行政刑罰の処罰の手続は刑法第8条に基づき刑法の総則が適用されるということを答弁していますよね、町長は。そのために、罰則に応じない場合は行政刑罰は検察庁が対応し、過料等の秩序罰、それについては町が対応するというような答弁をしています。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、議長が言っていることは、町長に言っている。この元が、町がやらなければ司法には行かないということなんです。町がやらなかったら、司法には行くでしょう。町がまだ罰則規定をしてないのに、何で警察や検事さんが出てくるんですか。それは町が訴えたら話ですよ。条例違反だということで訴えたらそうなるんです。よく勉強してみてください。

私の質問はこれで終わります。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・田崎幸夫君の発言を許します。4番、田崎幸夫君。

(4番 田崎幸夫君 登壇)

○4番【田崎幸夫君】 議長から発言の許可を頂きましたので、通告書に従い質問させていただきます。

まず最初に、2月26日、岩手県大船渡市で発生した火災に対しまして、早期の鎮火と1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、今回4点についてお伺いいたします。

1点目。町民の皆様が期待と不安を募らせている仮称道の駅かみのかわの建設運営について、二つお伺いいたします。

一つ目は、行政ではあまり言葉にしないことかもしれませんが、企業などでよく使いますマイルストーンとは、プロジェクト管理において遅延が許されない節目となる工程ごとの管理のことをいいますが、このようなマイルストーンを作成して明確な進捗管理を行う考えはあるか、お伺いします。

二つ目は、町民の方が一番懸念していることですが、町の負の資産にならないように収支計画は十分に検討され、営業利益の目標値についてお伺いいたします。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

道の駅の整備運営手法につきましては、現在策定中の基本計画の中で検討を進めているところでありますが、整備と運営を誰が担うかという視点で分類する等、自治体が施設の整備と運営を行う公設公営方式、自治体が施設を整備し、運営は民間事業者が行う公設民営方式、民間事業者が自治体と事業契約した上で施設を整備し、その上で民間事業者が運営主体となる民設民営方式の大きく三つに分かれるものと認識しております。道の駅の整備は、複数年にわたる事業のため、いずれの手法につきましても、各種工程の進捗管理は非常に重要であると考えております。そのため、ハード整備、ソフト整備両面での詳細な工程表を作成し、それをマイルストーン等の設定と同様のものと捉え、本事業に係る適正な進捗管理に努めていきたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。営業利益の目標値ということでございますが、道の駅という性質上、物販、飲食施設といった採算部門とトイレ、情報発信施設といった不採算部門に分類し、かつ、先ほど御説明した整備運営手法により設定者が異なってくるものと認識しております。公設方式につきましては、目標値を設定する場合、自治体により設定されます。また、民営方式につきましては、近年の民間活力を利用したPFIの手法では、採算部門の運営には公費を投入せず、独立採算の方式を採用されるケースが多く見受けられ、その場合、営業利益の目標は民間事業者内において設定されるものと認識しております。

このように、整備運営手法によって営業利益目標の考え方も異なってまいりますので、整備運営手法が確定後、必要に応じて営業利益目標の設定を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございました。

それでは、関連しますので、再質問させていただきます。

整備運営手法が決まっていないということですが、一般的に企業ですと、このように多額の投資ですね、かけて事業を立ち上げたり、設備導入する場合には、投資対効果など、詳細に役員にですね、プレゼンを行い、稟議、決裁を頂くということになりますが、この方式が決まっていなくてもかかわらずですね、今回の道の駅の建設に当たってはどのようにして算出をして決裁されたのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、今回のまず整備運営手法、こちらにつきましては、今基本計画策定の中で検討のほうを進めさせていただいてございます。議員のほうからお話いただきましたPFIの手法、こちら選択するという場合なんですけど、その場合、必要となってくるというのが公共が自ら建てて自ら運営してかかる金額というのがあります。それに対して、民間事業者のほうに整備も運営もお願いするというような形での、例えばですけど、運営期間例えば15年というふうに区切ったときに、そこにかかる費用が公共がやったものが経済的なのか、民間がやったものが経済的なのか、こちらのほうを当然比較というのは必要になってまいりますので、今基本計画の中でその辺の精査を行っているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 精査を行っているとのことですが、実際、地権者の方々は、これはもう皆さん理解されているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 一つ確認させていただいてよろしいでしょうか。今、議員のほうから頂きました地権者の方が御理解いただけているという内容なんですけど、それは手法のお話なのか、それとも、今回の道の駅の事業に対する全体的な同意というか、そういうことでの御理解、どちらの形でお伺いいただけているか、再確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 この道の駅を建設する場所の土地の所有者の方は、これで理解をされて、ぜひ協力しますよという理解をされているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

現時点で我々のほうで把握している段階ですと、全員の方が完全なる賛成というような形を頂戴できているような状況ではないと認識してございます。ただ、まだ御理解を頂けない方につきましても、今後とも丁寧な御説明をさせていただいて、御協力いただけるよう努めてまいります予定でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 まずですね、地権者の方が理解していただくことが一番の条件だと思うんですけども、されなかった場合には、じゃ、そこで土地が空いちゃうのかなんという話になっちゃうので、ぜひお願いします。

それとですね、3,000万円ですか、約3,000万円の費用でコンサルタントの方を委託していますが、この上三川町にもですね、名前はここでは述べませんが、茂木の道の駅など近隣の道の駅にですね、運営に携わっている方がおりますが、アドバイザー的に。その方たちへの相談、検討はされなかったのか、また、この町にそのような方がいることは知らなかったのか、お伺いします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今お話しいただいたような方にですね、アドバイザーとして入っていただくというような形での想定というのは、すみません、検討には至らないまま現状まで来ているというような、策定懇談会の委員の方などはそのような中で人選のほうを行ったというような形になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ぜひですね、そういう方もこの町にいらっしゃるものですから、今後ですね、アドバイザー的に入っていただいて、非常に道の駅に精通している方なんで、入っていただいたほうがいいんじゃないかと。成功事例も知っているし、失敗事例も知っているし、ぜひですね、私がお願いしてほしいって言っても本人に断られれば別なんですけども、きっと協力していただけたと思いますので、よろしくお願いします。

あと、本年度の道の駅の整備推進費で6,188万7,000円の予算が計上されておりますが、この内容、具体的に説明していただけますか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

令和7年度の予算ということでよろしいでしょうか。令和7年度の予算につきましては、今回の計画地のエリアのですね、地質調査、測量、並びにPFIというものを視野に入れてございますので、そういったことも含めての事業者の選定に係る部分の費用を議会のほうに上程させていただいているところでございます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 計画作成とか測量ということですけども、しかし、地権者の方に一部理解が得られていないということであれば、この測量とかどんなふうにして進めていくんですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

そちらも含めまして、御協力いただけるよう改めて御依頼のほうをしていく予定でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 せっかくですね、もう今年の5月から私も出席させていただいていますけども、構想委員会やっていますので、ぜひしっかり立ち上げられるようによろしくお願いします。

また、これのオープン時期、これいつにするのか、目標をですね、例えば節目の2030年の4月にオープンするとか、もう実際に令和7年度から、まあ予算が可決されるじゃないですけども、6,000万円とか、多分8年度までかかると思うんですけど、これ、投資は毎年毎年しても、いつになったら回収できるか全く分からないんですよ。そのオープンの目標をちょっと定かにしてほしい、ここで決めろとは言わないんですけど、課長なりの目標というのでもいいんですが、ぜひお願いし

ます。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来の答弁とちょっと重なるところもございますが、スケジュールのお話頂戴しておりまして、過去にも私、5年以上の期間がかかるということはお伝えさせていただいたことがあったかと思うんですが、そこを幅を持たせてお伝えさせていただいているところでもありますね、整備運営手法、こちらによりまして具体的な事業期間、オープンまでの期間というところの目標値が変わってくるところもございますので、そこにつきましても整備手法と併せて基本計画の中で今検討のほうを行っておりますので、そちら整次第という形での御説明させていただくということで、この段階では、申し訳ございません、お答えできない状況にあります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 やはり、この段階というよりも、せっかく7年度から投資が開始されていますので、オープン時期ぐらひは決めておかないと、いつぐらひまでにこれ決めますか。これもやはり町民の方でいつになったら始まるんだよというようなあれを耳にするんですけども、5年なら5年とか、さっきも話しましたが、節目の2030年4月にオープンするとか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 先ほど来申し上げております基本計画のほうでございますが、今年度中に基本計画案を固めさせていただく予定としておりますので、そちらが間もなく固まりまして皆様にお示しできるような状況となりますので、その段階では具体的なスケジュール等もお示しさせていただこうと思っております。もう少々お待ちください。申し訳ございません。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 今年度中というのは今月中ですよ。ぜひよろしく願います。

それではですね、2点目の質問に入らせていただきます。既に令和8年度からの第8次総合計画の策定に入っていると思いますが、最終の年を迎える第7次総合計画について伺います。

第7次総合計画、99ページの施策指標のRPAを導入した業務の数、令和7年度目標値70業務とありますが、これまでの実績について伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、作成したシナリオに基づいてロボットが動作することにより業務を自動化するものでございます。第7次総合計画後期基本計画では、AI、RPA等のICT技術を活用した業務の効率化を達成するため、施策指標をRPAを導入した業務の数とし、目標値を20業務としております。御質問のRPAを導入した業務の実績につきましては、RPAのソフトウェアを導入開始した令和2年度から令和6年度までの累計で6業務となっております。なお、現在は3業務においてRPAを導入して業務を進めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございました。

実績6業務ということで、具体的にどんな業務か教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 それではですね、6業務についてなるべく詳しくお伝えしたいと思います。

一つ目はですね、ふるさと納税に関する業務で令和3年度に導入しました。ただ、これにつきましては、別なシステムを導入したことから、RPAは現在使用しておりません。

二つ目でございますが、国民健康保険税、これの滞納者のデータ処理、これは令和4年度から今現在も使っております。

三つ目につきましては、やはり国民健康保険に関するものでございますが、国庫補助金の申請に関するデータの処理を令和5年から導入しております。

四つ目でございますが、個別がん検診に関する業務について令和3年度に検証したんですが、思ったよりも効果が得られないということで、これは現在は使っておりません。

五つ目でございます。五つ目につきましては、保育所の入所に関する申込み関係のデータ処理、これを使うということで、シナリオはできておるんですが、これの使用にはちょっと今検討しているところでございます。

最後の六つ目でございます。こちらはしらさぎマラソンの受付に関する業務でRPAを導入したのが令和3年でございますが、こちら丸々業務自体をアウトソーシングしたことにより現在は使っておりません。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 6業務の中で使っているものと使っていないものということは分かりましたけれども、これ、分かればいいんですけど、投資対効果、いくら投資して、月次でもいいんですけども、年間でも、どれだけの効果が得られているのか。実務者が何人減ったとか、これ有形の効果とか無形の効果があると思うんですけど、金額で表せるものでいいんですけど、お願いします。

○議長【稲川 洋君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 投資対効果ということで、どれぐらいコストが削減できたかという御質問でございますが、実際、投資した金額については年間200万円程度、業務委託それから使用料等に費用を支払っております。一方、どれだけ業務が効率化できたか、要は超過勤務の時間が減ったかとか、人件費が削減できたか、そういったものにつきましてはちょっと測っていないところが現状でございます。投資に対する効果がどれだけ出たかというのはちょっと申し上げることができません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 分かりました。金額的には出せないということですけども、これは金額が出なくても、実際にやっている担当者の方ですね、そういう方の、上司はこういうことをやってくれて仕事

が非常にやりやすくなったとか、そういう仕事に対するモチベーションだけでも上がればいいことかなと思います。

これ、開始する仕組みなんですけど、例えば実務担当者から上司にこういうことをRPAに行ってくれないかとか、どんな仕組みで室長のところまで上がってきてなるのか教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 先ほどの町長の答弁の中にも、令和2年度から導入を開始したという答弁がございました。令和2年度の当初のときにはですね、当時の企画課のほうから、RPAを使った業務はないでしょうかということで各課に照会をかけたというふうに記憶してございまして、それに対して担当の者からこういう業務ということで答えが返ってきて、初めてRPAの導入検討に入ったというような流れであったように記憶しております。今現在につきましては、新たにRPAを導入するものについては多少超過勤務が多いところを見計らってデジタル推進室のほうから使ってみないかということでお話をさせていただいた案件も中にはございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 これは、RPA導入してほしいとかいう実務者からですね、提案があつて、RPAのツールを導入したときにその提案をした実務担当者の方が今までいればですけども、そのときの人事評価とかそういうのに反映させてですね、提案された方のモチベーションを上げたりとか、そんなことは行っているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

人事評価ということでございますが、担当のほうからそういった提案があり、そして、それによって効果が上がっていると、そういうことになれば、その担当課の課長、評価者のほうでですね、評価している、評価するべきものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 行政なので、あるかどうか分からないんですけど、一般的に企業なんかでは改善活動ということで、月に何百万円の効果が何か出ると、そのときの人事評価を上げてやったりとか、昇給のときに上げたりとかと、そういうことをやっているんですけども、ぜひですね、そういうことも取り入れて、このRPAツールの導入ですね、この活性化をどんどん図っていただいてですね、実務担当者の方のモチベーションを上げていただければ、職員の方々も本当に非常に仕事のやる気が出てくるんじゃないかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。2月2日付下野新聞に、市貝町の新年度事業に、新小学1年生に通学用リュックサックを無償配布する、ランドセルとどちらかを使うかは各家庭に任せるが、近年過重になりがちなランドセルでの通学に懸念の声が出ているだけに注目を集めそうだと掲載されておりました。これについて、本町の考えについてお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

小学生の通学用かばんについては、多くの児童はランドセルを選択し、使用していますが、希望によってはリュックサックを使用するなど柔軟な対応をしております。現在のランドセル、リュックサック等の通学用かばんは、多種多様な色やデザイン、素材がございます。児童が長きにわたり使用するものを自分で決められるという選択の自由性や、祖父母が孫のために買ってあげたいという思いや楽しみがあるなど、御家庭によって様々な考え方がございます。教育委員会としましては、安全性や機能性を考え、お子さんに合うものを保護者の判断で選んでいただくことが適しているとの考えから、通学用リュックサックを無償配布する予定は現在ございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございます。無償配布することはないということで理解はしました。

ただ、この新聞を見ますとですね、教育長のコメントの中に、町教育長の、今の児童は学習用のタブレットなどを持ち帰ることがある、少しでも登下校の負担を減らしたいとの思いから始まったと書かれているんですけど、教育長この辺どのように思いますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 重たいのは事実であると思うんですね。学校などでは学習教材、こういったものを、以前は持ち帰るようにしていたものを、宿題に関係ないものは、そういう教科書なんかは学校に置いておくとか、様々な副教材があるんですが、そういったものを学校に保管できるような対応をして、できるだけ子供たちに荷物が重くならないような工夫はされているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 分かりました。自分の小学校の頃は取りあえずですね、教科書を全部うちへ持ち帰ったという記憶があったものですから、勉強はしないんですけど。分かりました。私も孫いますので、ランドセル買ってあげられるように一生懸命働きます。

それではですね、4点目の質問に入らせていただきます。今、近隣の方からもクレームが出つつあるんです。これは私も耳にするんですけども、富士山公園の公園付近の整備について、二つ伺います。

一つ目、もう数年使用されていないプールの解体、これはいつまでに行い、また跡地の利活用について伺います。ここについては、以前もそうなんですけど、昨日先輩議員からも質問がありましたけども。

二つ目、中央公民館、今仮庁舎として使われていますけど、2年後にはこちらの庁舎のほうに完成して戻らと思うんですけども、2年後ですね、これの解体がされると思うんですけども、この跡地の利活用について、この2点答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

富士山公園プールにつきましては、昭和54年に建設された施設で、町民の健康増進や夏季のレジャー施設として親しまれてきました。しかしながら、施設全体の老朽化や運営費の増加、利用者数の減少等により本施設を維持管理していくことが困難な状況となったことから、令和5年6月議会において、休業の上、将来的に廃止とする方針を御報告させていただいたところでございます。富士山公園プールの具体的な解体時期及び跡地利用につきましては、町民の皆様にとって有効な利活用が図られるよう、今後検討を進めてまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。旧中央公民館につきましては、昭和48年に建設された施設で、令和6年5月にORIGAMIプラザの完成に伴い、中央公民館としての機能を廃止し、令和6年9月からは庁舎内部大規模改修工事に伴う上三川町役場の仮庁舎として令和8年度までの活用を予定しております。その後につきましては、解体の時期も含め現時点では確定しておりませんが、公有財産の有効活用に向けまして様々な視点から総合的に検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 答弁ありがとうございました。

まず、プールですね、ここは何か近隣者の方が言われるには、特に夏場、若い人のたまり場とかそんなふうになっているので、早く解体してですね、その後の利活用はともあれ、早急なる解体をお願いしたいというのがあの近隣者の方からの要望です。あそこには道路を隔てれば中学校もあれば、東側には住宅地がどんどんできたりアパートができたりで、小さい子供がたくさんいます。あと、まだ開発許可が出ていないということですが、東側にも75軒、6軒の新しい住宅もできますし、非常に住まれる方は物騒だというふうに言われていますので、こちらの解体と、令和8年度こちらに引っ越されてから、この中央公民館の解体のほうは迅速にですね、対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後ですが、第7次総合計画の達成、また次年度、第8次計画策定に当たり目標と課題をしっかりと抽出して、妥当性、有効性を確認して、しっかりとした総合計画策定をお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 4番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・隅内和男君の発言を許します。1番、隅内和男君。

(1 番 隅内和男君 登壇)

○1 番【隅内和男君】 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

質問に入る前に、昨日、稲見議員からもお話がありましたけれども、この3月で氷室教育長、退任されるということで、コロナ禍の大変な本当に心労の多い時期を乗り越えられ、上三川町の教育のために力を尽くされたことに関して、本当に心よりお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議長にお許しを頂きましたので、本日は大きく三つの質問をさせていただきたいと思っています。一つ目は、少子化対策について、二つ目は、子供施策の町教委への移管について、三つ目は、まちづくりのビジョンについて、この三つの質問をさせていただくように考えております。

それでは、まず最初に少子化対策についてですけれども、一つ目、町の未来を考えたとき、最も深刻で喫緊な課題は何と考えているのか。

二つ目、少子化対策として行われている子ども・子育て支援の概略をお伺いしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

町の未来を考えたとき、最も深刻な課題の一つとして少子化が挙げられます。本町の出生数の減少は全国的な傾向と同じように予測を上回る速度で進行しており、その原因としては、未婚率及び初婚年齢の上昇が出生率の低下につながっていると考えております。しかし、結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観、考え方を尊重することが大前提となるため、少子化の克服には若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望を持って生きられる社会をつくる必要があると考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。本町では、少子化対策の施策として、とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金や結婚新生活支援事業補助金、不妊治療費助成事業などにより、結婚、妊娠を経済的に後押しし、また国の出産子育て応援給付金を活用した交付金のほか、第3子以降を対象とした赤ちゃん誕生祝金などにより出産された際の支援を行い、更に、第2子以降保育料の無償化、保育所及び放課後児童クラブの体制整備等により、教育及び保育の支援に至るまで安心して暮らせるまちづくりを基盤として、切れ目のない支援に努めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1 番【隅内和男君】 それでは、関連質問をお許しいただければと思います。

上三川町では、2025年から2029年のこども計画というものでこういった冊子を作られている。そして、その中身を見させていただいたところ、本当にすばらしい中身になっている。これについて、私は非常に町の取組みに関して感謝するところなんですけれども、その中で一つ確認しておきたいのが、人口予想とか、あるいは年代構成化を分析したりとか、あるいは出生率の問題だとか、そういったことについて出されている数値については、これは何もしなかった場合こうですよという数値なのか、あるいはこれ、いろんな取組みをやっても大体このぐらいかなという数値なのか、これをまず教えていただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問に回答させていただきます。

こちらの先日の全員協議会のほうで説明させていただきましたこども計画に出ている人口推計に関しましては、これは過去の人口の推計から予想した数字でありまして、今後の施策等のものを反映した数字ではありません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今のお話を聞いて、正直少しほっとしたというところです。様々な施策をしても多分うまくいかないんじゃないかというような数値だとしたら非常に絶望的ですけども、これからこういったことをやっていけば更に上昇が見込めるという数値であるという答弁と受け止めたいと思います。

それでは、この中ではですね、ライフステージごとのことというのを書いてあります。ライフステージ、つまりは子供が生まれる前から、そして生まれた後の保育、そして幼児教育、小学校、中学校、そして成人に至るまでの間のそういったライフステージごとの支援についてしっかりと書かれている印象なんですが、その計画はそれぞれの部署から集めたものなのか、大体判断してつくられたのか、その辺もちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問に回答させていただきます。

こちらは、それぞれの、例えば我々子ども家庭課としましては保育の部門であったり幼稚園の部門であったり、又は妊娠から出生の部門であったり、また、大人になって妊娠の子供を産む段階であれば、また子ども家庭課に戻ってくるんですが、その間の小学校であったり中学校であったりというのは教育委員会のほうにも御協力いただいて計画のほうは策定いたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 それぞれがですね、非常に手厚く、そしてしっかりとした中身で私、感心したんですけども、この中でやはり感じている問題点は、何といいますでしょうか、それぞれは立派なんだけど、その全てを通して根幹となるものというんでしょうかね、一本筋が通っているものというものが正直読み取ることができなかったということなんですね。

そのために、じゃ、一つ筋を通すためにどういうことが必要なのかということが今回私の質問の重要な部分なんですけれども、私ですね、教員をやっていたものですから教え子がたくさんいて、町の商業施設で先日ですね、教え子と会いました。その教え子はまだ30ぐらいですけども、子供を2人、幼稚園生か小学校低学年かぐらいの子供と、あともう1人は3、4歳ぐらいの子供なんですけれども、その子供2人を連れて商業施設で会いました。「おお」と言ってですね、その2人の子供を連れてその男に、あれ、2人になったのかというような会話をしたら、いや、私は今3人子供がいて、今それが1歳半ぐらいなんだと、4人目の子供を今度5月に奥さんが産むんだということで、つまり上の2人を連れて旦那が買物に来ているんですね。下の1歳半と、あと奥さんが今出産を控えているというような状況

なんですが、この男に会ったときに思わずその話を聞いて、「ありがとうな」って言っちゃったんですよ。ありがとうなというのはどういうことかといったら、やっぱり今これだけ子育てが大変で出生率も下がっているそのときに、4人目の子供をつくってくれるという気持ちになってくれることに対して感謝の気持ちを伝えたかったといったら変ですけど、思わず出ちゃった。そしたら、その教え子がですね、「えっ何のことですか」と言うわけですよ。つまり、その男にとっては、世の中で起きている少子化の問題やら、あるいは4人目になったら支援金とかお祝い金が出るとか、そんなことなんて全く関係なしに、要するにごく自然に、親の姿を見てなのか何か分かりませんが、この町で生き、そしてこの町で子供を産み育て、そして幸せな人生を歩んでいくというのをものすごく自然にやっているという印象を受けました。

じゃ、それを成し遂げるためにできることって何なんだろうと。今はですね、ものすごく手厚くやっている、様々な措置をやってくれているんだが、例えばですね、東京みたいなああいう町、ああいうところはですね、金幾らでもありますから、23区の中でばらまき合戦を、ばらまき合戦ということをやっちゃいけないんですか、ばらまき合戦というか補助の手厚さを競うみたいな、そんなことをやっているんですね。しかも、出生率がちょっと上がったとかというのをアピール材料にしているみたいな、そんな感じがある。

例えば、私も、これまたエピソードみたいなことで申し訳ないんですが、上三川小学校の昨年の11月頃だったでしょうかね、収穫祭をやっていて、その様子を、とちぎテレビが取材に来ていたんですね。そして、児童2人にインタビューをするんですが、そのインタビューの中身を聞いたら、もう驚きました。本当に立派な受け答えで、うわあ、いい子供が上三川町、育っているなという印象を持ったわけですよ。大げさに言えば、ああ、これは上三川町、大丈夫じゃないと思うような、そんな感じだったんです。でも、ふと我に返ってですね、あれ、この子たち中学、高校と成長して行って、大学行って、上三川町に残ってくれるんだろうかと。大学、東京に行って東京のすばらしさを見て、東京にやっぱり例のごとく吸い込まれてしまうのかということのをちょっと思ったわけですよ。そういう状況の中で、じゃ、少子化問題を解決する、出生率の問題もありますが、今育っている子供たちに上三川町に残ってもらうというような、そういう施策、そういうことをやれないんだろうかということが大きくあったわけです。

今回、二つ目の質問に入らせていただいてよろしいでしょうか、二つ目の子供施策の町教委への移管についてというのは、先ほど言ったように、それぞれの施策がライフステージごとに立派なものができるにしても、それを一本筋を通したものというのをつくるのには、やはりそれを所管する一つ大きなものが必要なんじゃないかということでこのことを提案したわけなんですけれども、一つ目、誕生前から乳幼児期を経て青少年期まで切れ目ない支援や環境整備を進めるためには一元的な体制で支援を進める必要があると考えるが、町はどのように考えているのか伺うと。

そして二つ目、一元化の具体策として、子供施策の部署を町教委に移管するなどの考えをお伺いしたい。

そして3番目、限られた財政で借金が膨らむ中でも、教育関連予算はまさに未来への投資であるので最優先として考えていただけるのかを伺いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

子供を取り巻く環境は年々深刻化しており、国においては切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としてこども家庭庁が設置され、こどもまんなか社会の実現を目指すこととされております。本町においても、子供の最善の利益を第一に、子供や子育てに関する各施策を国、県とともに推進していくことが求められております。現在、本町には、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」がそれぞれ設置されておりますが、令和4年の改正児童福祉法により、この二つの機能を一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、本年4月の開設に向け準備を進めているところでございます。保健師、助産師、虐待対応等の専門職員を配置することで支援体制を整えるとともに、子供に関わる関係機関とのネットワークの強化連携を更に推進して、安心して子育てのできるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。子供の健やかな成長に対する支援は、心身の発達の過程を通じて切れ目なく行う必要があります、そのため、子供に関する施策を一元化している自治体があることは承知しております。町における子供施策につきましては、家庭への支援に関することは子ども家庭課、義務教育に関することは教育総務課が担当しております。現在は双方に緊密な連携を取り円滑な業務運営ができておりますので、一元化の予定はありません。町の組織体制の在り方につきましては、引き続き研究を行い、町政全体の効率的な業務運営に努めてまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。予算を編成するに当たっては、第7次総合計画に掲げますとおり、「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」を本町の目指すべき姿とし、現在も、また未来も視野に入れ、持続的な成長を達成すべく限られた予算を配分しております。未来への投資としまして、人材の育成やインフラの整備、また御質問にありました教育関連予算への投資などが挙げられ、これらに予算を十分に配分することは重要であると考えます。一方で、未来への投資と同時に、現役世代の住民福祉の向上や産業の発展等のために各種事業へ予算を配分することも欠くことのできないものであると考えております。単年度ではどちらを優先するかという選択は出てくるものと思われしますが、中長期的には教育関連予算も含めて全体的なバランスを図りつつ、今後も効果的な予算編成に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 丁寧な御答弁ありがとうございます。

私も、先ほどから教員をやってきたという話はさせていただいていますが、我々、この状況に対して責任を感じないかという、大いに感じています。どういうことかといいますと、例えばですね、上三川町というのは昔からですね、人権教育、これは非常に力を入れてきた中身です。権利についての学習、そして様々な世の中で起きている差別に対する考え方、そういったことについても非常にしっかりと取り組んできた町だと思います。しかも、人権教育は絶対的に必要な教育だと私は思っております。

ただですね、私の反省点の一つとしてあるのは、いわゆる自由や権利の部分と、いわゆる義務や責任の部分というのは、これは世の中の公共の福祉みたいなものを成立させるためには車の両輪のようなものだろうと思っているわけなんです、何か世の中の風潮を見ても、何か権利や自由のほうに重きが行ってしまっているという印象があって、これを教育の中で義務や責任の教育をやっちゃいけないのかというふうな思いが正直あるんです。これは非常に答えにくい中身であると思うんですが、もしその見解などを聞かせていただければありがたいなとまず思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 自由や権利に重きが置かれているということでございますが、一方、義務教育の中においても子供たちの自主性を重んじると言いながらも、それについて自分たちでどういう責任を取っていくかというふうなことを、今、各中学校の中でも自主性の裏側にあるものについて学ばせながら取り組んでいるところでございます。ただ、これを果たして私たち大人が認識しているような義務とか責任とかというふうに意識できているのかというところは疑問がありますが、ただ、決して自由や権利ばかりを主張するような教育をしているというつもりではございません。

申し訳ありません。回答になっていないかもしれませんが。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 私も学校にいたものですから、先生が今苦しく御答弁されたお気持ちはもう痛いほどよく分かります。いわゆる国の決まり、一番最高の日本国憲法であっても、自由や権利についての項目はわっと並んでいますけれども、義務に関しては国民は3大義務だという三つ大きく挙げられているだけで、しかも、教育の義務というのは世の中の人が勘違いしている部分もある。何か社会や大人たちが、大人というかその教育を受けさせる、受ける義務というんですかね、何と言ったらいいんでしょうか。つまり、以前に給食費の問題がありましたけれども、未納の問題ありましたけれども、その未納のことを言うと、「何で義務教育なのに金払わなくちゃいけないの」とおっしゃるんですよ。これって、行政や町のほうに子供に対してのケアだとか、そういったものの全てをあなたたちが義務を負いなさいと言っている義務だと思っている。じゃなくて、昔は、学齢になっても家の都合で学校に行けないような子供たちを義務教育期間中はちゃんと親が責任を持って学校に行かせなさいという、そういう義務であるはずなのに、その義務の受け止め方に間違いがあるというような状況もありました。

例えば、納税の義務や勤労の義務というのがありますけれども、勤労っていったって、これ例えば、いろんな都合で働けないから、あんた働けないって駄目なんだ、義務なんだから罰則を設けるよといって、罰則が適用できるかといったら、できないですよ。結局は、義務ってほとんどが努力義務みたいな感じになっちゃっている。だけど、権利のほうは様々に主張して、それを侵害されたら非常にそれを訴えたりすることができるわけじゃないですか。だから、その辺のバランスを教育で取らなかつたら、一体何が取るんだというのが私の70歳になった今の反省なんですね。世の中の意識だとかが何とも言えず人任せな、何かしてもらえるんだよと、社会のほうが我々に対して手厚くケアしてくれるんだというような、そういう認識が先走っていないか。

これはまた余計な話しますが、例えばアンケートで、例えばいろんな国で、こういう……。

○議長【稲川 洋君】 隅内議員に申し上げます。質問事項に戻った質問をしてください。

○1 番【隅内和男君】 分かりました。それでは、人権教育に対しては、いわゆる年間どのくらい時間が割かれているかというようなことをお答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 今数字を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 それでは、暫時休憩しますので、その間に数字を収集してください。
暫時休憩します。

午後 1 時 2 6 分 休憩

午後 1 時 3 1 分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 小学校だけでございますが、人権に関する授業でございますが、人権教育の関連計画、これに関する項目が人権を扱う内容ということで、1 年生から 6 年生までで合計 2 1 4 時間学習をしているというふうなことになります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1 番【隅内和男君】 2 1 4 時間という数字が、皆さんどういうふうに印象を感じるかということですよ。すごく多いと感じるか、いや、それしかやっていないのと感じるのかといったら、やはり非常に大きなウエイトを占めているということが分かると思うんですね。これについては、私、最初から言っていますように、これを駄目だと言っているんじゃないんですね。併せて義務や責任の教育というのをもうちょっと力を入れるべきなのではないかと。先ほども言いましたけれども、上三川小学校の生徒や私の教え子である 4 人の子供を持つ父親の話にしても、多分手厚さを目当てに子供をつくっているわけじゃないし、東京に行くことを抑えるということでもなくて、結局はその地域で生きて、そして生まれて生きて、そしてその地域に対する情だとか、あるいは親の考え方だとか、あるいは先祖に対する物の考え方だとか、その中に当然のごとく義務感というのが入ってくると思うんですね。学校教育ばかりじゃなくて、家庭教育の中にも、子供たちに言い聞かせたり、背中で見せたりというようなものが必要になるし、そういったことがひいては上三川町のこれからの未来を明るくしていくものになっていくんじゃないかなというふうに感じて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

では、三つ目、まちづくりのビジョンについてお尋ねしたいと思います。

一つ目は、上三川町の幸福度は県内市町の中でどのくらいの位置にあると考えているか。そして、二つ目ですね、町の幸福度、魅力を高めるために必要なことは何と考えているかということについて質問をさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

幸福度につきまして、明確に県内の他市町との比較ができるデータは持ち合わせておらず、単純に比較できるものでもないと考えておりますが、民間が行った町の幸福度の調査では、本町が県内で第2位であるという結果もあるとのこと、それらを参考にいたしますと、県内25市町の中でも決して低い位置にあるわけではないと捉えることができます。

次に、2点目についてお答えいたします。幸福度や魅力を高めるためには、時代の変化を捉えつつ、行政が担うべきあらゆる分野におけるサービスの向上を図っていくことが必要であると考えております。一方で、町税等を主とする町の財源は限られておりますことから、各種施策につきましては、その重要性や緊急性などを基に計画的に進めていく必要がございます。現在、町では次期総合計画の策定に向け基礎調査などを順次進めておりますが、町民を対象としたまちづくりアンケートの中で、町民の皆様の幸福度及び幸福感を判断する際に重視した事項についても質問事項として設定しております。また、分野別の取組みに対する満足度と重要度も御質問させていただいておりますので、それら町民の皆様の声を把握した上で、本町の目指すべき将来像やその実現に向けた目標、更には今後推進すべき具体的な施策を設定し、まちづくりのビジョンとしてお示ししたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 御答弁ありがとうございます。

私の手元にある数値的なものについて申し上げますと、今、町長がお答えいただいたものとほぼ一緒なんですね。それは2020年から2024年の5年間、栃木県内在住の20歳以上の方々から1万1,400ぐらいの回答を得たものですから、母数としてはかなり信憑性というか信頼性のある、そういった数値になるのかと思いますが、上三川町は2位になっています。ちなみに、1位はさくら市なんですね。上三川町、なぜいいのかということに関しては、立地的なもの、つまり宇都宮市のすぐ南側であるということ。それと、生活利便性、道路などが交差したりいろいろどこに行くのにも便利だというような、そういったところだろうと思います。それとインターパーク、商業施設などに近いということ。それと、町の例えば施策の問題だと思いますが、健康だとか家族関係だとか、そういったものに対しての配慮がある町だということ。そして、安全に対しても非常に意識が高いということで、上三川町が県内の中で2位に選ばれている。

ちなみに、さくら市はどういうことで1位になっているか。このさくら市は3年連続1位ですね。宇都宮市に隣接している、これ一緒です、上三川町と一緒に。都心に1時間半、これはJRを使ったときのイメージだと思うんですけども、そんなこと。それと、喜連川温泉という3大美肌の湯なんですか、その3大美肌の湯があるということ。そして、旧氏家町ですか、その周辺にはイオンタウンさくら、つまりインターパークに当たるようなものでしょうか、その他に飲食店とかファッション店、そして働ける場所、そういった場所は全て就労の機会を増やすということにもなる、つまりは収入があるということ。

上三川町はというふうに考えて、何が足りないんだというようなことになると思うんですよね。交通利便性負けていないなとかということ、そうすると、やはりこの喜連川温泉とかそういった、何という

んでしょう、生活をするだけじゃなくて、余暇の問題であるとか、ふだんの疲れを癒やす場面とか、あるいは趣味だとか、そういったところの部分が上三川町は足りないというふうな感じを持つんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 上三川町に足りないものということでございますが、町として第7次総合計画に基づきまして施策を現在進めているわけでございます。今回のまちづくりのアンケートにつきまして、幸福度ということで調査させていただきました。結果的には、平均点で申し上げますと6.8という結果になっております。一番多い点が8点ということで23%程度ございました。今後、来年度、第8次総合計画を策定に向けて現在進めているところでございますが、素案を策定し、できるかどうかは分からないんですが、盛り込めるようなことは盛り込んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 先ほどの質問の中とか、他の議員の方の質問の中に生沼家住宅の問題が出てきたと思うんですけども、いわゆるその魅力の中に、文化財等を活用した魅力づくりみたいなもの、そういったものがあるかと思うんですが、文化財等についての、町の魅力として取り上げていくための文化財というものについて何か町として考えがあるかどうかということをお聞かせ願えればと思います。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

文化財を生かした魅力づくりということかと思いますが、町としましては、現在のところ、上神主・茂原官衙遺跡、国の史跡になりますが、こちらの保存整備を進めること、先ほど隅内議員のお話でもありましたが、生沼家住宅の活用、ほかにも多くの町指定、あと県指定の文化財、町にございますので、そちらのホームページでの情報の発信や、これ現在進めておりますが、案内看板の設置等で魅力発信を進めているというような形でございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 文化財といいますと、例えば100年前、200年前につくられたものとか、文化的価値そして歴史的価値、そういったものが関わってくるかと思うんですが、文化財を守って継承してという文化財保護の意義というものと同時にですね、私、持たなくちゃいけないものというのがあるような気がしているんですが、つまり100年前、200年前はこれが文化財になるなんて誰も考えていないというのが100年後、200年後の現在に文化財になっているという、そういうことだろうと思うんですね。ということは、今現在我々がやっていることの中に100年後、200年後に文化財になるかもしれないぞという、そういう取り組みみたいなのがあってもいいんじゃないかなという気がちょっとしているんですけども、そういった考えについては持っていच्छいますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 文化づくりということで今ORIGAMIのまちというふうなことも進めております。学校教育の中でもこれも取り組んでおるところでございますが、町に文化として根づけるよ

うな工夫、こういったものもイベントだけでなくする必要もあるのかなというふうに思っております。文化、文化財、文化遺産、こういったもの、コロナのときには食べるものも精いっぱいでお祭りや何かもできなかったと、生きるのに必要なことだけしていればよかったんですが、それが終わってから、心を豊かにするという、こういう文化の価値というのがますます高まってきたのかなというふうに思っております。議員がおっしゃるように新しい何かを、先ほど勝山議員がおっしゃいました、何かをしないと生きてこないんじゃないかと、それと同じことなのかなというふうに私は思っております。ただ守るだけでなく、これを使って、生沼家住宅を使いながらウォークアブルを推進したり、それから新しいまちづくりを進めていく、そういう気概を持ってこれから文化財、文化の方面を努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 まさに私が求めていた答えを頂いたんですけれども、例えば「ORIGAMIのまち かみのかわ」という、ただ、私、懸念というか心配なのは、文化財として残っているものというのは、そこに生きる人々の生活に色濃く関わるもの、つまり生活の中で例えば折りをささげる神社だとか、あるいは折に触れてお参りに行く場所だとかというふうに、それが あることによってその地域のいろんな関わりだとかそういうものも生まれ、そして生活に根差しているもの、そういったものが文化財になっていくんだろうと思うわけですね。例えば、生沼家住宅が何で文化財として意外と受け入れにくいような部分なのかということ、生沼家住宅が上三川町に生きている人間に対してそんなに関わりのあるものなのかということですね、あれがあることによって、そこに人がこうやって集まってくるというようなものでもないし、でも、それを今やろうとしている、集まれるようにしようとしているということなんだろうというふうに受け止めました。

ですから、100年後、200年後にあれが文化財となることを、更に重要な文化財になることを願っていますし、例えば先ほど折り紙というのがありましたが、折り紙が日常の中で定着しているという部分はあると思いますけれども、じゃ文化財として定着するためには今の状況だけではちょっと足りないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

確かに、隅内議員おっしゃるとおり、文化財とかそういう形になるとなると、折り紙というのが我々町民の日頃の生活、そして文化にこれは深く根づいたものというのが、やがて年を経るとともにこれは町の歴史を形成してきた代表的なものだというふうに認識され、そして評価されるというふうに考えております。現実、現状を言いますと、確かに先日のORIGAMI フェスティバルや学校教育の現場で折り紙というのが徐々に広まっていき、生涯学習センター主催講座等におきましても、多くの町民の方々が親しんでいるというような形にはなっていますが、まだ町民の皆様が日頃の生活の中で根差して折り紙を行っているというような形にはなっていないという形になりますので、そのような形で町民の生活に定着できるような形で生涯学習課としても事業を進めていきたいとは考えているところでございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 ぜひその取組みを期待したいと思います。

そして、例えば折り紙などということが単独で100年後、200年後に文化財となるのは難しくてもですね、例えば神社というのがありますよね。私、この立場になってから結構町の中を見て、こんなところにこんな神社があったんだ、一体これ誰が守っているんだ、誰がこの状態を保っているんだというのをすごく、ああ、なるほどな、我々何にも知らないけど、こういうことを守り続けてくれている人がいるんだというような認識、意識で見ると、神社というのはその地域に生きる人たちと物すごく深く結びついていて、そしてなおかつ、何か時代によってその呼び名が変わったりなんということもありますよね。あるいは、新たな神様がそこに宿るみたいなことも平気で起きる。例えば、折り紙神社みたいなものをつくるとかですね、つくるというよりは、今まであった神社に名前を少し冠させてもらうとかですね、そういった取組みもあって、そしてそこでまた地域ごとの行事が生まれてというような、そういうことも場合によったら、人を集めるために、神社ですから、赤い鳥居なんかを100本ぐらい並べたら、いや、それこそインスタ映えだとか何とかといって人が集まってくる可能性もある。それが定着すれば、それがもう未来の文化財になっていく可能性だってある。折り紙という言葉が文化財の中に冠されるというような、そういうこともあり得るんじゃないかと。

私もこの立場にならなければ全然考えもしなかったようなことをつい最近考えるようになりました。突拍子もない話だと言われることも多々あります。ただですね、先ほども話ありましたが、やっぱりプラン、ドゥー、チェック、アクションでしたっけ、このこども計画の中にもあるんですが、PDCAサイクルというのがありました。ただ、私、これはちょっと何か臆病なプランだというふうに思うんですよ。臆病なプランという言い方はちょっと変ですけども、最近トライ、TECAというんだそうです。トライして、エラーして、もう何かトライすれば失敗することは半々だろうぐらいの感覚でまずはトライして、エラーがあってもその後にチェックしてアクションすりゃいいんだと。世の中で起きている様々な事象はありますが、例えばひきこもりの問題にしても何にしても、結局は何か1度そういう状態になると、二度とというか社会に受け入れてもらえないんじゃないかというようなことがなかなか表に出てこれられないことだとするならば、何回でも失敗していいんだ、チャレンジして失敗したらまたチャレンジすればいいんだという世の中、社会の空気になれば、随分出てきやすさが変わるんじゃないかという気がします。ですから、ぜひ町の空気も、トライ、エラー、そしてチェック、アクション、その考え方でぜひ取り組んでいただけるとありがたいと思います。

何かあと6秒ですので、これで終わりにします。ごめんなさい。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 先ほどの隅内委員の2番目の質問の中で、人権教育の小学校での時間数214時間というふうに教育長のほうで答弁させていただきましたが、新しい人権教育関連の計画では、単元領域でいうと164ということになります。訂正させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後１時５２分 休憩

午後２時０２分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 １番・隅内和男君の質問が終わりましたので、順序に従い、３番・鶴見典明君の発言を許します。３番、鶴見典明君。

（３番 鶴見典明君 登壇）

○３番【鶴見典明君】 それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

まずもって、氷室教育長ですね、長きにわたりお疲れさまでございました。私がＰＴＡ時代からずっと教育に携わっていただきまして、お疲れさまでした。折り紙の冊子とかも膨大な量をまとめていただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、私の質問ですけれども、近年続くですね、気温の上昇や異常気象に伴いまして、農産物の値段がですね、高騰しております。そのまま、上昇のままですね、定着するといった社会現象が現在発生しております。特に、葉物野菜等ですね、その中でも白菜やキャベツ等がですね、例年の３．３倍の価格を示しているということで、キャベツ１玉当たりの価格としましては８００円越えといった価格になっております。その価格においては消費者もですね、驚きを隠せないというばかりか、家計をですね、圧迫しているというような状態が続いております。

また、長期化するロシアによるウクライナ侵攻によりですね、エネルギー価格の上昇もとどまることなく、東日本大震災直後の価格と同様のですね、ガソリン価格、１リットル当たり１８５円の高止まりとなっております。更には、円高が拍車をかけ、影響を受けている輸入品の小麦や原材料が価格の上昇のあおりをかけております。価格上昇が続いておりますね、物価高騰が続いているのは言うまでもありません。先月末の消費者物価指数を見ますと１１１．２、対前年比で見ますと４％の上昇ということで顕著に上昇傾向にあります。一方で、我が町の財政力指数を見ますと０．９３％、経常収支比率８５．１％ということで、全国平均を見ますと大きく上回っており、健全であると言えるでしょう。そういった状況を踏まえて、今回の一般質問をさせていただきます。

それでは、大きく２点の質問をさせていただきます。まず１点目、物価高騰対策について、原油価格や化学肥料の高騰により影響を受けている農産物などの生産者への対応をどのように考えているのか。

二つ目、家計支援として暮らし応援商品券などの発行をする予定はあるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。

近年の物価高騰は、農産物の生産者だけではなく、あらゆる生産活動及び消費活動に対し大きな負担となっております。町は、これらの生産者、消費者の負担軽減及び町内の消費活動の活性化を目的に各種事業を実施してまいりました。御質問にある農産物などの生産者への対策としましては、過去２回、

原油価格物価高騰対策農業者支援事業として、経営規模や経営形態に応じ3万円から10万円の交付金を交付したところでございます。今後の予定でございますが、令和7年度当初予算において物価高騰対策農業者支援事業1,900万円を計上しており、農家の経営規模等による交付単価の見直しを行い、農業者の申請に基づき交付金を交付する予定でございます。

次に、2点目についてお答えいたします。一般家庭への家計支援についてでございますが、町では、流出する地元消費者を町内商店へ誘導し商業の振興を図る事業者支援を目的として、プレミアム商品券事業を継続的に実施しております。令和6年度は、販売金額1万円に対してプレミアム率15%となる1万1,500円分の商品券を1,800セット発行し、販売初日で完売する売行きでございました。令和7年度は、物価上昇等に対する町民の皆様への生活支援の一面も目的に加え、より多くの方に商品券が行き渡るよう、その事業規模を拡大して、プレミアム率はそのままに5,000セット分の予算を計上させていただいたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

化学肥料がですね、2倍に跳ね上がっている中でですね、生産者から言われている内容なんですけれども、出荷価格が2倍になっているかというところではないというふうなことであります。その部分を考えましてですね、物価高騰対策金として支給していただいているというようなことなんですけれども、その他に何か町のほうで考えていらっしゃる物価高騰対策について、何かありましたら御答弁いただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

化学肥料とかの高騰に関しましては、町以外に国や県のほうで対策も取っているところでございます。現段階におきましては、町のほうとしましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、当初予算の1,900万円の範囲内で農業者に対する支援をしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

私もちょっと調べさせていただきました、全国的に物価高騰に対する対策ですね、特に農業関係でどういった支援というか物価高騰対策補助をしているのかというので調べさせてもらった中では、富山県では化学肥料に対して1トン当たり1,400円の補助をするというようなこともやっておられるようです。また、更には、山口県とかであれば一時金としてですね、購入価格に対する融資であったり、そういうのも一部対応しているというふうなこともあるそうです。それ以外にも何点かありましたけれども、そういったですね、物に対する対応というか対策みたいなのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

1,900万円というまずは予算というものがございます。その中で、どのような補助、支援というものが一番有効なのかということをいろいろ考えました。当然、他市町村、他の県の自治体とかの取組みも参考にさせていただいたんですが、やはり農業者が申請するに当たって、それを例えば物価の、肥料の上がった分を補助して、補助の何%とか、そういった制度にしてみますと、かなり農業者のそろえる資料というのが増えてしまうということが考えられます。そういったことから、本町につきましては、なるべく農業者の申請負担が減ることを念頭に置きまして、これまで農業の規模や経営形態に応じて定額の交付金をしてきたということでございます。過去2回実施しているということで、皆さんこの方法がですね、定着していると思いますので、申請率向上のためにもこれまでと同様の支援をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうですね、申請する側のことを配慮していただいているということで、例年どおりというか前回同様の対策をしていただけているというようなことなんですけども、やはり条件としては10アール以上の方に対して同額の額を提示して、そこでうまく物価高騰対策につなげるというような、そういう施策でよろしかったですか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

前回、令和5年度に実施しました内容でございますが、まず一つが農業収入50万円以上、又は水田の耕作面積が1ヘクタール以上の農業者に対しまして3万円、その他ですね、もう一つは農業収入50万円以上、かつ認定農業者、又は認定新規就農者の場合は5万円。最後に、農業収入が50万円以上で、かつ水田耕作面積が10ヘクタール以上の農業者、又は同じく50万円以上で、かつ畜産型の認定農業者、こちらにつきましては10万円という単価で交付いたしました。来年度につきましては、ちょっと予算の積算の中では、一番最初に申し上げた水田1ヘクタール以上の農業者、こちらを3万円から2万円に1万円ちょっと減少しまして計上したところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。その辺をですね、今後周知していただいて、皆さんが公平にというわけじゃないですけども、平等にですね、物価高騰対策につなげていただけるような、そういう配慮をしていただければ幸いかなというふうに思っております。

それ以外にも調べた中では、省エネルギー対応農業生産条件変更等による支援金などもあるようですが、その辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

すみません、省エネルギー対応の交付金、補助金につきましては、たしか国か県のほうの補助金、どちらかだったと記憶しています。こちらにつきましては、当然そういう申請があれば、申請というか周

知は実施してございますが、申請に基づきまして対応していきます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

特に、農業者においては、特に軽油税でしたっけ、その辺の軽減税率を緩和するというような部分で対応していただけているかと思うんですけども、減免申請ですか、その辺も併せて今後も続けていただけるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

軽油の免税券の交付のことかと思われませんが、こちらは栃木県の県税事務所のほうで実施しているものでございまして、今のところ継続する方向だということで認識してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

それと、ちょっと角度というか変わるんですけども、上三川町の特色を生かした農産物などをですね、安く提供するというか、消費者に渡るようなそういう施策というか、そういう考えはありますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

農政課長としては非常に答弁しにくい内容なんですけど、米とか野菜の価格につきましては、市場の需要と供給のバランスにより形成されるものだと考えてございます。昨今の農産物の価格上昇というのは、先ほちょっと委員が申されたとおり、気候変動とか天候不順、又は農家の減少などが挙げられるかと思えますので、これ、当然価格が高いということは農家にとっては非常にうれしいことでございますが、これが続くと消費者の農作物離れというのが進んでくると価格の下落を招く可能性も出てきますので、そこは困ったところかとは思いますが、基本は市場のほうの自由競争で価格というのは考えるものだと考えてございますので、町の施策で価格をコントロールすべきではないと考えてございます。

ただ、町農政課としましても、いきいきプラザに農産物直売所というものがございまして。こちらJAうつのみやが運営してございまして、こういったところで御購入いただけることによってですね、流通コストとかそういった部分が削減されますので、小売店よりも安く新鮮な野菜が購入できるものと考えていますので、そちらの宣伝のほうに努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、農産物販売所がありますので、有効にですね、そちらも活用してですね、なるべく新鮮なもの、旬の野菜などもお安く手に入れられるようなそういう対応もですね、ぜひ行っていただければなと思っております。

先日、2月23日、24日にですね、上三川町の収穫祭、マルシェ、収穫祭ですか、かみマル収穫祭

なども開催して、私も足を運ばさせていただいたんですけども、そういったことを開催することによって消費者の方が上三川町の野菜を例えばお安く手に入れることができたり、旬の野菜を手に入れたりというふうなこともあり得るかなというふうに思います。そういったことをですね、数多く開催するとか、そういったことで、若干ではありますけども、消費者の圧迫を抑えるというふうな部分にもつながるし、また一方では上三川町の野菜をアピールしたり、上三川町をアピールするというような部分にもつながっていくのかなと思うんですけども、かみマル収穫祭だとかマルシェみたいのを今後続けていったりする予定などございましたら教えていただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、上三川町の野菜をですね、アピール、PRする場として、マルシェなど有効だと考えてございます。今年度も2回ジョイフル本田においてかみマル収穫祭、開催させていただきました。ただ、当然これには会場もあります、出店者の協力というものも必要になってまいります。出店者の中には生産者が直接関わっている場合もございますので、その辺は生産者とまた開催場所との協議により、できる限り町としてもマルシェの開催に協力していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。具体的な日程などは何か難しいかと思うんですけども、今後も引き続きですね、そういった取組みを行っていただいて、消費者がですね、よりお安く例えば野菜とかですね、そういったことも上三川町としても力を入れていただければなというふうに考えておるところでございます。

それと、プレミアム商品券ですね、また実施していただけるということ、また更に枠も広げていただけるというふうなことをおっしゃっていただいておりますので、令和7年度の予算に組み込んでいただいているかと思しますので、それをですね、より多くの方が手に入れられるような、そういった方法をぜひとも取っていただければなというふうに思っているところでございます。実際にお配りするというか周知して購入していただく方法なんですけども、どういった方法で周知をして皆さんに手に入れていただくような方法を考えていらっしゃるのか、詳しく分かれば教えていただければなと思います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、このプレミアム商品券事業でございますが、町が直接的な事業主体で行う事業ではございません。こちら、町の「かみのかわサービス・ポイントカード会」、こちらのほうが事業主体となって発行等々を行っていただく事業となっております。過去の事例でございますが、今年度につきましては、事前に町民の皆様にご周知させていただきまして、1,800セットだったものですので、先着順というような形を取りました。コロナ禍においてはですね、その発行冊数などをもっと増やすような形があって、事前予約制などを取っていたというケースもございますので、現時点としてどのような形で販売のほうを行うかというところはまだ確定していない状況にはなろうかと思いますが、今議員から頂きましたように、より多くの方にですね、この商品券がお手元へ届くような形で販売方法なども進めていた

だくよう、一緒に御協議させていただく予定であります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、前回私は購入しようと思っていたんです。ところが、実は買えていなかったの、ぜひ皆さんがですね、受け取られるような方法をですね、ぜひ考えていただければなというふうに思っております。

それでは、一つ目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、続いて2番目の質問なんですけれども、上下水道の整備管理について、上下水道の普及充実にどのように進めているのか、二つ目としまして、上下水道の維持管理体制について伺う、三つ目としまして、上下水道の水質管理をどのように行っているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

上水道の普及拡大につきましては計画的に進めてきており、令和7年1月末時点で普及率は95.2%となっております。まだ行き届いていない箇所については、水道布設の要望を踏まえ、水質確保や排水の技術的な課題も含め、個別に検討してまいります。下水道につきましては、上三川町生活排水処理構想に基づき、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽設置により整備を進めてきたところでございます。令和7年1月末時点での普及率は99.0%となっており、公共下水道の整備につきましては、現在進めている石田地区の整備でおおむね完了となります。

次に、2点目についてお答えいたします。上水道の維持管理につきましては、老朽管の布設替えを平成28年度より本格化させており、現在は老朽管かつ耐震性の低い管について、毎年の漏水調査により布設替えを進めております。下水道につきましては、令和2年度に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づき、令和3年度から目視又はカメラ調査を行っているところでございます。この調査結果を基に、令和8年度に修繕計画を策定し、計画的かつ効率的に修繕工事を実施していく予定でございます。

次に、3点目についてお答えいたします。本町では、水道水が安全であることを確認するため、水質検査計画に基づき水質検査を行っています。検査は、蛇口からの水及び水源である地下水等に対して行っており、頻度につきましては、水道法に基づく基準等により、毎日の検査から1年に1回の検査まで検査項目により定め、適切に実施しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。昨今ですね、上水道の普及率というふうなことで言われております。特に、上三川町におかれましては向川原自治会等がですね、なかなか進んでいないというふうなことで私のほうにも声が届いております、以前、真岡市のほうからつないでいただけるというふうなお話も聞いておりますけれども、具体的な日程というかですね、予定などもしお分かりでしたら教

えていただければなと思っております。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

向川原地区は、現在無給水地域となっております。現在稼働している配水場から給水するためには、鬼怒川に水道管を渡す必要があり、多くの費用がかかります。ほかに向川原地区に新たに取水施設、浄水施設、排水施設などの水道施設を整備するとなると、こちらも多くの費用がかかります。又は、隣接する真岡市から分水による給水などが考えられます。現実的なコストを考慮すると、真岡市からの分水による給水となりますが、真岡市からの分水協議につきましては過年度から継続して行っております。今後の見込みについても協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 なかなか他市町との連携となると、こちら側だけの問題じゃなくて先方との調整もごさいますので難しいかと思しますので、そうはいつでもお困りの方がおられるので、ぜひとも早い段階で水道の整備をお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

それと、先般ですね、埼玉県八潮市の被害等もありまして、このところ上下水道管の老朽化に対して維持管理はどのようにされているのかということで新聞にも掲載されているかと思ひますけれども、上三川町では問題ないというふうなことで新聞にもありましたけれど、今後の点検方法において、佐野市においては老朽化の情報収集というふうなところでICT化を進めているというふうなことも新聞に掲載されておりました。我が町においても、人件費を削減する意味でもですね、そういったのを導入してですね、現地に行ってみ視確認をするだけ、だけというか目視確認する人件費を削減する意味でも、そういったものをデジタル技術を活用するなどの方法もあるのかなというふうに考えているところなんですけども、今後のお考えを教えてくださいなと思ひます。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

現在、町のほうではテレビカメラ調査をメインに調査を行っております。議員おっしゃるとおり、デジタルのICT化ですか、こちらちょっとどういうものかまだ分からないので、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 老朽化の維持管理ですけれども、全国の調査を見ますと、40年超えの水道管等があるのが約24%あるというようなことなんですけども、我が町の実況ですか、どれぐらいの年数が経過されているのかとか、お分かりでしたら教えてくださいなでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

上三川町の水道管全体の延長としては約328キロメートルあります。その中で布設から40年経過する管は約25キロありまして、全体の7.7%となります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 その辺の維持管理というか今後の更新ですね、予定とかスケジュールなどは、ある程度計画的な予定は組まれていらっしゃるのですか。もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

水道管の老朽化ですが、平成28年度あたりから老朽管の布設替えは行っておりまして、ここ数年は本格的に老朽管の修繕を行っております。今後も全て老朽管の修繕に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。老朽化の状況にもよって変わってくるかと思っておりますので、その辺も考えながらですね、進めていただければなというふうに考えております。

それと、3番目になりますけれども、上水道の水質管理ということで、特にですね、新聞等でも話題にされております発がん性物質の有機フッ素化合物、PFAS調査についてですけれども、上三川町は基準値以下であったというふうなことでありますけれども、今後、年に1回の調査というふうな答弁がありましたけど、今後の調査の回数を増やしていくとか、そういったのはお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

議員おっしゃるとおり、町は年1回の調査を行っておりますが、今後国のほうで3か月に1回の定期検査を基本とする案が出ておりますので、それに合わせて、そうすると年4回ですか、行う予定でおります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

お隣の下野市さんのほうでは、調査した結果をホームページ等にですね、アップしていただいております。私も電話を差し上げていろいろ確認させていただいたんですけど、ホームページで皆さんに周知をしているというようなことでした。今後回数を増やしてですね、上三川町におかれても実施して、町民の方に安心、安全の環境というか状況を周知していく意味でも、そういったホームページなどを通じてですね、周知をしていくというふうなもの住民の方にとっては安心、安全につながるのかなというふうに考えているところですけども、今後そういったことでホームページ等にpH値を載せて周知するというふうなお考えはございますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

PFASの検査、そちらの結果は3年ほど前からホームページのほうに記載しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

それと、2月12日から、下野市では石橋第2配水場の基準値を超えたというようなことで県のほうにもですね、要望書を出されて今後進めるというようなことで聞いておりますけれども、また更に、上三川町としても連携をしてですね、水道の協定をしていくというようなことなんですけども、今後その辺の何かこういった形で進めるというふうなのが分かっているれば教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問についてお答えします。

現在、下野市の応急的な配水体制を確保するため、上三川町と下野市を配水管で結び上三川町からの水の供給ができないか、下野市から協議を受けているところです。本町としては、隣接する下野市を全面的に支援していきませんが、本町の水道利用者への不利益とならぬよう水压及び水質などには十分注意していきたいと思っています。現在、下野市における管網解析が実施されております。水道の接続においては具体的な内容は決定しておりませんが、上三川町から下野市への一方的な接続を想定しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 近隣の市町ですので、お互いちょっと協力してですね、進めていただければなというふうに思っているところですが、やはり町の税制の上での水道でございますので、やはり例えば使用した分の売りを立てるといえるのか、その辺のやり取りなどもどういったことでやっていくのかというのも分かるように説明を頂ければ幸いかなというふうに思っています。なかなか詳しい状況はまだこれからというようなことであれば結構ですので、お願いをしたいというふうに思っているところです。

それと、特に向川原自治会等におかれましては自治会の井戸水等の心配もされておまして、新聞等にも載ってございましたけれども、宇都宮市においても南高砂町で140ナノであったり、真岡市の鬼怒ヶ丘でも2カ所から基準値超えが出ているというふうなこと、新聞にありましたとおり自治会のほうでもやっぱり近隣に住まわれている方がちょっと心配をされておまして、今後どうなのかなというふうなことがありますので、そういったところを踏まえて地下水においても心配な状況がありますので、地下水に関しては現在調べていないかと思えますけど、そういったところを考えるとこの早い水道の接続をですね、願っているところなんですけども、そういったところで何か水の供給に関してですね、進める施策などありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

向川原地区自治会につきましては、地下水ということで、地域生活課のほうにおいてですね、調査をさせていただいたところでございます。調査の内容とか詳細については控えさせていただきますが、国の暫定目標値を下回っていることは確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。心配をされておりましたので、安心しました。

どうなっているのかなというふうなことで、特に鬼怒ヶ丘は近隣ですので、近くに住んでいる方が心

配するのもやむを得ないのかなと思っているところなんですけれども、今後でもですね、そういったことで調べていただければなというふうに思っておりますけれど、地下水の水質調査においてはこういった頻度で行っておられるのでしょうか、教えていただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 今回、向川原自治会につきましては、自治会のほうからの御相談がありまして調査したところでございます。町においては、原則個人のお宅については個人で対応していただくということになりますので、原則そのような形で対応のほうを考えてまいりたいと思っております。向川原地区自治会につきましては、今回検査をしましたが、今後も継続して調査のほうを続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうですね、特に水道が整備されていない地区におかれましては、非常に毎日飲む水でございますので、1日当たり2リットルを摂取したとしても、50ナノ以下であれば問題ないというふうにされておりますけれども、ただそうはいっても、新聞等でですね、掲載されますと、地元の方も心配されておりますので、安心、安全なまちづくりを進める中におきましては、そういったことで周知をですね、頂けると、住まわれている方も安心していただけるのかなと思いますので、ぜひともそういった意味で、今後とも引き続きですね、お願いをしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 3番・鶴見典明君の質問が終わりました。

○議長【稲川 洋君】 一般質問につきましては、これをもって終わります。

本日はこれで散会といたします。

なお、明6日は休会とし、7日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後2時44分 散会